

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

政府は、低迷する経済情勢により厳しい雇用状況が続く中、失業者の就労対策事業として、1999年から3年間、緊急地域雇用特別交付金を実施している。

その後も、依然として厳しい雇用状況、景気回復の不透明さから、2002年から2005年3月までの中、緊急地域雇用創出特別交付金（3500億円、補正で400億円追加、以下交付金）が実施されている。

この交付金は、雇用期間が6ヶ月で、予算額が少額であることなどの弱点がありながらも、失業者のつなぎ就労としての役割をはたしている。

しかし、この交付金は2005年3月に終了となり、その後の対応策について政府は明確な方向を示していない。

現在、雇用・失業情勢が好転する見通しはなく、今後一層の悪化が懸念されている。

よって、政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. 実施している緊急地域雇用創出特別交付金を、2005年（平成17年度）以降も継続して実施すること。
2. 継続にあたっては、失業者の就労に役立つように、実施項目や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいように改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年（平成16年）3月31日

高砂市議会